

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

事業者団体（認定資金決済事業者協会）に係る制度整備

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課調査室

3. 評価実施時期

平成 21 年 3 月 5 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

（1）現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

現行の前払式証票の規制等に関する法律（前払式証票規制法）においては、前払式証票の発行者を会員とする事業者団体として、「前払式証票発行協会」に関する定めを設けており、前払式証票の利用者等の保護や業務の健全な発展に向けた自主的な取組みを推進している。

今般、前払式証票規制法を廃止し、新たに資金決済に関する法律案を提出することが予定されているところ、同法案が成立するとして、前払式証票（前払式支払手段）の発行者に加え、資金移動業が創設されることに伴い、前払式証票発行協会の枠組みと同様に、事業者による自主的な取組みを推進するための枠組みを設け、事業者団体の適正な業務運営の確保を通じた資金決済サービスの適切な実施及び利用者保護の実現を図ることが必要である。

（2）法令の名称、関連条項とその内容

資金決済に関する法律案第 5 章

（3）規制の新設又は改廃の内容

以下のような規制の新設又は改廃を行う。

前払式支払手段発行者又は資金移動業者の設立する事業者団体に係る認定	事業者による自主的な対応を促進するため、前払式支払手段発行者又は資金移動業者の設立する事業者団体（一般社団法人）のうち、一定要件に該当すると認められる者を認定する制度を設ける。 認定を受けた事業者団体（認定資金決済事業者協会）について、報告徴取・立入検査、業務改善命令等の所要の検査・監督規定を設ける。
-----------------------------------	--

認定資金決済事業者協会の会員名簿の縦覧等	認定資金決済事業者協会に会員名簿の公衆縦覧、会員の情報の周知等を義務付ける。
利用者からの苦情に関する認定資金決済事業者協会の対応等	認定資金決済事業者協会に対し、前払式支払手段や資金移動業に関する利用者からの苦情について相談に応じ、会員に迅速な処理を求めるなどの対応を義務付ける。
認定資金決済事業者協会への会員の報告等	認定資金決済事業者協会の会員に対し、利用者の利益を保護するために必要な情報の認定資金決済事業者協会への報告を義務付けるとともに、認定資金決済事業者協会に対し、当該情報について会員からの求めに応じて提供することを義務付ける。
認定資金決済事業者協会の役員等に対する秘密保持義務	認定資金決済事業者協会の役員等に対し、その職務に関して知り得た秘密の漏洩等を禁止する。
認定資金決済事業者協会の会員に対する処分の定め	この法律等に違反した会員に対する権利の停止・制限命令又は除名に関する旨を定款で定めることを義務付ける。

5. 想定される代替案

事業者団体に関する認定制度を設けないこととする。ただし、認定を受けない事業者団体が、認定制度のもとに行われる業務と同等の業務を行うものとして分析を行うものとする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

（1）遵守費用

① 本案

認定業務や体制整備の費用のほか、認定申請に係る事務費用、行政機関への報告に係る費用等の費用が発生する。

② 代替案

認定業務と同等の業務や体制整備の費用が発生する。

（2）行政費用

① 本案

認定に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。

② 代替案

新たな費用は発生しない。ただし、適格な事業者団体が存在しない場合、利用者からの苦情の申出や相談が行政機関に寄せられ、その対応費用が発生する可能性がある。

(3) その他の社会的費用

① 本案

新たな費用は発生しない。

② 代替案

前払式支払手段又は資金移動業者の利用者にとって、認定を受けた事業者団体であれば、法令で定められた要件を満たす適格な事業者団体であることが直ちに確認できるが、行政機関による認定という基準がなければ、情報の非対称性から、適格な事業者団体なのか判断が困難となる可能性がある。結果、利用者にとって、苦情の申出や相談を行うべき窓口を探し、確認するための費用が増大することとなる。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

一定要件を満たす団体を認定する枠組みを法律に設けることにより、前払式支払手段又は資金移動業者が業界として行う利用者保護等に関する事業者の自主的な取組みが推進される。

また、前払式支払手段又は資金移動業者の利用者が苦情の申出や相談を行うべき窓口が明らかとなり、事業者団体を通じてトラブルの解決が促される。

② 代替案

事業者団体としての活動の自由が制限されない。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係

本案の場合、認定を受ける事業者団体における認定申請等の遵守費用及び検査・監督等の行政費用が発生する一方で、事業者団体に対する認定制度を設けることにより、利用者保護等に関する事業者の自主的な取組みの推進や、苦情・相談の窓口が明らかになることによる事業者を通じたトラブル解決の促進が図られる。この便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられることから、本案は適当と考える。

(2) 代替案との比較

費用面については、事業者団体における認定申請等の遵守費用や検査・監督等の行

政費用が発生する点で、代替案が本案より優れているものの、認定の申請自体は自由であり、認定を受ける便益が費用を下回ると判断した事業者は、認定を申請しなければよいと考えられる。

一方、便益面については、利用者保護等に関する事業者の自主的な取組みの推進や、苦情・相談の窓口が明らかになることによる事業者を通じたトラブル解決の促進といった点で、本案が代替案より優れていると考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会金融分科会第二部会報告書「資金決済に関する制度整備について—イノベーションの促進と利用者保護—」（平成21年1月14日公表）において、「おおむね共通した認識が得られた事項としては、（略）前払式支払手段について現行の枠組みを維持しつつ所要の改正を図ること、（略）等がある。このように、おおむね共通した認識が得られた事項については、実務面での検討を深め、制度整備を図ることが適当と考えられる。」とされている。

10. レビューを行う時期又は条件

資金決済に関する法律案の施行後5年を経過した場合において、この法律案の施行状況等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

11. 備考

なし。